

国立大学法人九州大学たな卸資産管理規程

平成16年度九大会規第10号
施行：平成16年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大会計規則（平成16年度九大会規第1号。以下「会計規則」という。）第34条第2項の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）におけるたな卸資産の取扱い及び評価方法等について必要な事項を定め、たな卸資産の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「部局長」とは、国立大学法人九州大学物品管理規程（平成16年度九大会規第8号。）第2条第1項に規定する部局長をいう。

(たな卸資産の範囲)

第3条 たな卸資産は、会計規則第27条第4項に規定するものをいう。

2 たな卸資産のうち「貯蔵品」の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 切手その他これに準じる現金等価物
- (2) 1品（単価）の取得価額が10万円以上で貯蔵中のもの
- (3) その他必要と認められるもの

(たな卸資産の評価方法)

第4条 たな卸資産の評価方法は、原則として移動平均法によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、最終仕入原価法によるものとする。

2 たな卸資産の時価が前項の規定により評価した価額（以下「評価額」という。）よりも下落したときは、当該時価をもって評価額とする。

(たな卸資産の価額の低減又は削除)

第5条 たな卸資産の変質又は破損等が生じたときは、その評価額を低減又は削除するものとする。

(たな卸資産の受払い及び残高記録)

第6条 部局長は、たな卸資産を同じ種類ごとに区分するとともに、入庫及び出庫並びに残高に関する数量及び金額を継続して記録した管理簿を作成するものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

(実地たな卸)

第7条 部局長は、毎事業年度毎に、現品と管理簿とを照合して、実地たな卸を行わなければならない。

2 部局長は、前項に規定する実地たな卸を完了したときは、別に定める様式により総長に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。